

企画競争説明書

業務名称：キューバ国電力セクターマスタープラン策定プロジェクト

案件番号：19a00749

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月11日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：キューバ国電力セクターマスタープラン策定プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2022年3月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課、中島 ひとみ Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
 - 3) 財務状況の健全性
法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。
 - 4) 秘密情報保全
業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障（親会社等に対する秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。）されている法人であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。
- 1) 提出期限： 2019 年 12 月 20 日（金） 12 時まで
 - 2) 提出場所： 上記「4. 窓口」参照
 - 3) 提出方法： 郵送又は持参

注) 郵送の場合は提出期限までに到着するものに限る。

4) 提出書類 :

- a) 競争参加資格確認申請書 (別添 : 様式)
- b) 全省庁統一資格申請結果通知書 (写)
- c) 財務諸表 (決算が確定した過去3会計年度分)
- d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
- e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約 (名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。) 関係図とします。
- f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
- g) 競争参加者の取締役 (監査等委員を含む。) の略歴
- h) 情報セキュリティに関する資格・認証等 (取得している場合)

5) 追加資料提出の指示 :

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。

6) 確認結果の通知 :

競争参加資格要件の確認結果は、2019年12月27日 (金) までに、メールにて通知します。

7) 業務従事者にかかる資格確認 :

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限 : 2020年1月10日 (金) 12時

(2) 提出先・場所 : 上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法 : 2020年1月16日 (木) までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 2020年1月24日 (金) 12時

(2) 提出方法 : 郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所 : 上記4. 窓口

(4) 提出書類 : プロポーザル 正1部 写 6部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
- 本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
- (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・環境社会配慮調査（現地再委託経費）
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
カウンターパート出張旅費（一般業務費）
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 4.38 円
 - b) US\$ 1 = 109.485 円
 - c) EUR 1 = 120.522 円
 - 5) その他留意事項（以下、例）
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／電力開発計画
 - b) 系統評価／系統解析
 - c) 再エネ設備・運用
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 17.00M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が

組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、**2020年2月7日(金)**までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点 *

⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを

不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1 3 その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

- プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの返却
不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
 - 3) 競争参加資格確認申請書（別添：様式）

(別添:様式)

競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》¹
《代表者名》印

〇〇〇〇年〇月〇日付で公示のありました「〇〇〇国《案件名》」への参加を希望
します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
2. 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
6. 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
7. 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）

¹ 共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力開発計画に係る各種調査

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／電力開発計画（2号）
- 系統評価／系統解析（3号）
- 再エネ設備・運用（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：電力開発計画に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：キューバ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 系統評価／系統解析】

- a) 類似業務経験の分野：系統評価／系統解析に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：対象国及び地域評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 再エネ設備・運用】

- a) 類似業務経験の分野：再エネ設備・運用に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：キューバ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／電力開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	()	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統評価／系統解析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 再エネ設備・運用	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

以上

【第3 特記仕様書案】

1. プロジェクトの背景

キューバ国の電化率は99%（2015年）に達し、また発電可能な設備容量もピーク需要の約3,200MWに対し4,040MWを備え、他の中南米諸国と比しても電力インフラの整備状況は高い水準にある。キューバ電力公社（Unión Eléctrica de Cuba :UNE）によれば、最大電力は2030年にかけて年率平均2.4%で堅調に増加し、2014年の3,123MWから2030年には4,726MWに増加すると予測され、今後も需要に応える電力供給が求められている。

その一方で、その発電電力量の構成をみると94.8%はディーゼルエンジン発電を含めた火力発電が占めており、残り5.2%は再生可能エネルギー（以下、再エネ）（バイオマス4.5%、風力0.1%、水力0.5%、太陽光0.1%）である（キューバ国「電力セクターにおける情報収集・確認調査」（2016年））。キューバ国は産油国（原油：2.7百万TOE/年、随伴ガス：0.8百万TOE/年、2015年）であるものの、発電における石油燃料の38%(2013年)を輸入に依存し、エネルギーの安全保障上のリスクとなっている。さらに火力発電所の多くは70年代から80年代にかけて建設され老朽化が著しく、発電効率及び供給信頼度の低下が課題である。以上から、キューバ国では再エネの利用を促進するとともに既存火力発電所の改修を進め、石油燃料への依存並びに石油燃料の輸入を抑えることが重要な課題である。

こうした状況に対し、キューバ国政府は2030年までに再エネ率（総発電電力量に対する再エネによる発電電力量の割合）を24%に増大させるとの政策目標を掲げ（後述）、UNEは太陽光、風力、バイオマス、水力による再エネ開発計画を作成し、実施を進めている。しかし、同計画は電力需要の伸びや再エネ導入に伴う電力系統の安定運用が考慮されていない等、実現には更なる解析が必要である。また、同計画は新たな系統安定化策が講じられないことを前提に作成されているが、蓄電池、電圧調整器（Step Voltage Regulator）、既存火力発電所の設備更新・運用変更、需要抑制、出力抑制などの系統安定化策を合わせて実施すれば、さらに多くの再エネ開発事業を形成できる可能性がある。

かかる中、キューバ国政府は我が国に対し全国を対象とした再エネ導入のための電力マスタープランの策定支援を要請した。同要請と並行し、JICAは、同国最大の離島であり、独立した電力系統である青年の島（人口約8.5万人）を対象としたキューバ国「再生可能エネルギー導入にかかる情報収集・確認調査」（2018年）（以下、「再エネ情報収集調査」という）の実施から着手し、再エネ利用を促進するための系統安定化策を含む再エネ導入計画を提案した。これを背景に、UNEが電力供給における系統安定化の重要性を再認識したことを受け、キューバ国全土における、系統安定化を含む再エネ導入に向けた電力マスタープラン策定を目的とし本プロジェクトを実施することとした。

要請を受け、JICAは関係省庁及びUNEとの間で協議を行い、2019年11月28日にUNEとJICAキューバ事務所との間で討議議事録（R/D）が署名された。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクターマスタープラン策定プロジェクト^(注2)（以下、「本プロジェクト」という）

² 詳細計画策定調査後、案件名称を「電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」から「再生可能エネルギーの開

(2) プロジェクト目的：

本事業は、キューバ国全土において、国家電力システムの系統安定化策を伴う2030年までの再生可能エネルギー開発マスタープランを策定することにより、同国の再生エネルギーの利用拡大に寄与する。

(3) 期待される成果

成果1：キューバ国の再生可能エネルギーのポテンシャルが確認される。

成果2：2030年までの再生可能エネルギー事業と系統安定化策が提案される。

成果3：優先事業リストを含む2030年までのエネルギー開発マスタープランが作成される。

成果4：UNEがエネルギー開発マスタープランを状況に応じて更新できる技術能力を獲得する。

(4) 対象地域

キューバ国（全国を対象）

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：エネルギー鉱山省（Ministerio de Energía y Minas：以下MINEM）

実施機関：キューバ電力公社（Unión Eléctrica de Cuba：以下UNE）

3. 業務の目的

本業務は、キューバ国の電力セクターにおける各種開発計画の基礎となるデータを分析し、電力需要予測、一次エネルギー分析を実施し、既存の国家計画で掲げられた2030年までの再生可能エネルギー25%導入に向けた全国電力システムの構築に向けた戦略及びそれらを具現化する電力マスタープランを策定することを目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2019年11月にJICAとキューバ国関係機関との間で署名された「再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」に係る討議議事録（以下R/D）に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既存資料の分析

本プロジェクトに先行して実施した「再エネ情報収集調査」には、エネルギーセクターの現状等、本プロジェクトで再利用可能な情報が多く含まれていることから、本業務の内容、特にエネルギーセクターの概要等の基礎的な情報については、必要に応じ同収集調査の報告内容を引用し、効率的に調査を進めること。

(2) 情報入手に係る制約

「再エネ情報収集調査」等、既存の関連資料、情報、データを整理、分析、検討し、更に必要な情報を整理しC/Pに提供依頼をする。情報の提供依頼に際しては、先

方政府内で共有可否について検討が必要な場合があることから、早めに依頼する。なお、先方政府の事情により先方から一部データが開示されない可能性があるため、この影響で成果達成に支障が生じる場合等、随時JICAと相談の上、次善策について検討する。情報開示の程度により最終的な成果の質に影響する点についてはC/Pも理解しており、逆に想定以上の情報開示が得られる場合はアウトプットのイメージについてJICA及びC/Pと協議する。計画策定のプロセスについては、初回の現地調査において十分にC/Pと確認を行うこと。現時点で情報の入手に制約が想定されている項目は以下のとおり。

1) 需要想定の根拠データ

需要想定についてはC/Pから提供される想定を使用することとする。

2) 系統に係るデータ

系統に係るデータはキューバ国外への持ち出しが禁止されているため必要な分析はキューバ国内で原則C/Pの立会いの下行う。

(3) キューバ国政府の体制・法規に係る理解

キューバ国においては、特定の活動に対して、政府指定の組織が独占的に扱う等の規制がある場合がある。例えば電力分野の事業における通関手続きはENERGO importが、資機材の国内輸送はENERGO matが、同分野の事業に係る設計・エンジニアリングは電気設備設計計画会社（Empresa de Ingeniería y Proyectos de Electricidad: INEL）が実施することなどが定められている。また現地雇人の雇用についても、原則、政府指定の人材派遣機関を通じて契約することとなる。現地調査の計画時にはC/Pと十分協議し、必要な手続きについて確認の上、調査を進める。契約後、これらに起因する契約金額の不足が判明した場合は契約変更等で対応する。

(4) 現地渡航に係る手続きの考慮

キューバ国への渡航にあたっては公用査証を取得する必要がある。査証取得には、JICAキューバ事務所を通じた申請が必要であり、最低1か月を要することから、現地調査計画は手続きに十分な時間を確保してJICAに共有すること。

(5) 調査団員の構成

キューバ国側からは、第4 業務実施上の条件2. (2) のとおり多岐にわたる分野の視点で分析が求められているものの、必要に応じ兼務を行う等の対応により効率的な団員構成を検討する。

(6) キューバ国電力セクターの現状把握と計画の妥当性の確認

既存調査の結果を踏まえ、キューバ国の電力セクター全般、電力供給設備の現状（電力潮流の変化の有無等）及び整備計画、さらには他ドナー等の支援状況につき最新状況を十分把握する。

(7) 安定した電力供給に係る視点

キューバ政府は国家目標である再生可能エネルギー導入率の達成を最優先に事業を検討してきた一方、過去のJICAの協力を通じ、系統安定化対策の必要性についても理解を示してきた。本事業においても火力発電等のベースロードを担う火力発電の柔軟な運用等、安定した電力供給の重要性への理解の促進を図る。

(8) マスタープランの情報開示

キューバ国側からは、本事業で策定するマスタープランの情報公開について、国家の方針に基づき制限の意思が表明されている。情報公開については、キューバ国側の意思を尊重し、情報の管理には細心の注意を図る。

(9) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）においてカテゴリBに分類される。調査実施にあたっては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とスコーピングを行い、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。

(10) 将来的な事業展開に係る検討

本事業で策定したマスタープランは、キューバ国政府側で咀嚼の上、同国政府が策定した既存の計画と併せて事業化ポテンシャルの検討として活用されることを想定している。現在、我が国は同国に対して円借款を実施していないものの、日本企業の進出や我が国その他の機関によるODAによる事業化を念頭に、計画を策定する。なお、事業化に際しては米国の対キューバ国経済制裁についても情報収集し、現実的な案を検討する。

(11) JICA との密な情報共有

各現地調査の実施前後には原則JICA本部にて対処方針会議・帰国報告会を行うものとするが、これに限らず情報交換を密にする。また、現地調査中も1渡航につき1回はJICAキューバ事務所等を訪問し、進捗を報告する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（各種調査報告書等）の分析・検討を行い、本事業の全体像及びキューバ国における再生可能エネルギーのポテンシャルについて把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票の案を作成し、JICAの確認を経て最終化する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

先方政府関係者にインセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を説明し、内容を協議・確認し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方実施機関及び政府との責任の分担関係について確認を行う。

(3) 電力セクターをめぐる現状のレビュー及び分析

以下の情報について確認・レビューし、必要に応じ情報更新を行う。

- 1) 本プロジェクト要請の経緯
- 2) 組織体制・制度、政策、法制度、規制枠組み
- 3) エネルギー・電力需給の概況及び将来計画
- 4) 再生可能エネルギー導入政策、制度の現状及び将来計画
- 5) 本プロジェクトに関連する、我が国をはじめとする他国、国際機関の援助動向、事業内容および諸機関の保有する関連事業の教訓等

- (4) 再生可能エネルギーのポテンシャル評価
- 1) 再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力、バイオマス）のポテンシャル評価（指定サイト数か所の評価含む）
 - 2) 電力分野で中・長期的に利用可能な再生エネルギーの確認、適用できる発電技術及びその適用に必要な条件の分析
 - 3) 各種の再生可能エネルギーによる発電量の分析・地図作成
 - 4) ステークホルダー協議による戦略的環境評価
 - 5) 投資可能性調査を通じた再生可能エネルギー事業の候補選定
- (5) 2030年までの再生可能エネルギー事業と系統安定化策の提案
- 1) 電力需要・電力消費の長期予測、既存及び計画された再生可能エネルギーを含むキューバ国の電力設備とその運用についての情報レビュー
 - 2) キューバ国の再生エネルギー開発プログラムのレビュー
 - 3) 2030年までに国家電力システムに導入される再生エネルギー事業の予備的な選定
 - 4) 上記再生エネルギー事業の系統運用の安定性への影響分析
 - 5) 系統安定化策の検討、その技術的・経済的妥当性の分析
 - 6) 2030年までに導入する再生可能エネルギー及び関連する系統安定化策の最終選定
- (6) 経済・財務分析
- キューバ国政府が将来的なエネルギー開発の計画を遂行する上で必要となる経済・財務分析を行う。
- (7) 2030年までのエネルギー開発マスタープラン案の作成
- 1) (3)～(6)を踏まえた優先事業の提案及び実現可能性の確認（環境社会配慮を含むプレFSの実施）
 - 2) マスタープラン案の作成及びJICAへの説明
 - 3) マスタープラン案に係るUNEへの説明及び合意
 - 4) マスタープランの最終化及びファイナルレポートとしての製本
- (8) UNEに対する技術移転
- 上記の各業務について、将来的にUNEがマスタープランを自ら改訂していく上で必要となる技術について移転を想定している。現時点では特に以下の2点を中心に実施することを想定しているが、具体的な技術移転内容及びその他に実施すべき有効な活動があればプロポーザルにて提案すること。
- 1) 系統解析にかかるOJTの実施
 - 2) (7) 1) で提案した優先事業に係るセミナーの開催
- (9) 環境社会配慮
- 詳細計画策定調査における環境社会配慮報告書及び、R/Dに基づき、最低限以下の内容を実施する。なお、本項目については現地再委託契約による実施を認める。
- 1) 戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策、計画、

プログラム（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会環境項目とその評価方法を明らかにすること）を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

2) 主な調査項目は、以下のとおり。

- ア. 政策、計画等の目的・目標の検討
- イ. 諸制約のなかで目標を達成するための代替案の検討
- ウ. 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- エ. スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- オ. ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- カ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (ア)環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - (イ)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - (ウ)関係機関の概要
- キ. 影響の予測
- ク. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（PPPレベル）
- ケ. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- コ. モニタリング方法の検討
- サ. ステークホルダー協議の開催支援

3) (7) 1) で気候変動対策案件としての検討

プロジェクト実施により化石燃料使用の低減が図られるなど、温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資すると考えられるため、JICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate-FIT (Mitigation)）等を用いて温室効果ガス排出削減効果を推計する。

(10) JCC の開催

インセプション・レポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポート提出後等の適切な時期に3回JCCを開催し、関係者からのフィードバックを成果品に反映する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を最終成果品とする。なお、各書類はデータも併せて提出する。

- (1) 業務計画書 : 和文3部
- (2) インセプション・レポート : 和文3部
: 西文15部
- (3) インテリムレポート : 和文3部
: 西文15部
- (4) ドラフトファイナルレポート : 和文3部（要約含）

- (5) ファイナルレポート
 - : 西文15部(要約含)
 - : 和文製本4部(要約含)
 - : 西文製本20部(要約含)
 - : CD-R 和文5枚
 - : CD-R 西文15枚
- (6) 業務実施報告書
 - : 和文1部
- (7) 会議議事録
 - : データ提出のみ(各会議から2営業日以内)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施期間及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

注3) 業務実施報告書の記載内容については以下のとおり。

記載事項:

- ア. ファイナルレポートの概要
- イ. 活動内容(調査)
 - 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ウ. 活動内容(技術移転)
 - 業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- エ. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、調査体制等)
- オ. 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料:

- ア. 業務フローチャート
- イ. 業務人月表
- ウ. 現地セミナー開催実績
- エ. 合同調整委員会議事録等
- オ. その他調査活動実績

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(最新版)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2020年2月下旬より開始し、2020年12月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。2021年11月にドラフトファイナルレポートを提出し、2022年1月にファイナルレポートを作成・提出する。

なお、上記以外にも、1か月程度であれば後ろ倒しの工程をプロポーザルで提案することも可とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 47.88/MM

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／電力開発計画（2号）
- 2) 系統評価／系統解析（3号）
- 3) 再エネ設備・運用（3号）
- 4) 需要想定
- 5) 再エネポテンシャル（気象）
- 6) バイオマス発電設備・運用
- 7) 水力発電設備・運用
- 8) 火力発電設備・運用
- 9) 電力系統設備・運用
- 10) エネルギー政策
- 11) 経済財務分析
- 12) 組織制度開発
- 13) 環境社会配慮

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切かつ効率的な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 閲覧資料

競争参加資格証明書を提出した者は当機構からの参加資格有の確認通知を受領後、資料の閲覧が可能。詳細は以下のとおり。

(1) 閲覧方法

1) 閲覧資料リスト

資料No	資料名
1	キューバ国「電力セクターにおける情報収集・確認調査」最終報告書
2	キューバ国「再生可能エネルギー導入にかかる情報収集・確認調査」ファイナルレポート
3	キューバ国「電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」要請書
4	キューバ国「電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
5	キューバ国「再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクタ

- 2) 閲覧方法
当機構が用意したPC及び印刷物にて閲覧する。
- 3) 閲覧場所
当機構本部内会議室1室にて閲覧する。複数閲覧者（社）がある場合は1室を共有する。
- 4) 閲覧期間
2020年1月6日（月）～1月7日（火）
- 5) 閲覧時間
10:00～12:00、13:30～17:00
- 6) 機密保持誓約書等の提出
閲覧の際に発注者からの「競争参加資格有の確認通知書（写）」及び「機密保持誓約書」（代表者印捺印済み原本）を提出すること。「機密保持誓約書」は、当機構ウェブサイトからダウンロードして入手すること。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html
- 7) 禁止事項
閲覧資料は、複写、撮影、会議室外への持ち出し、データ送信、その他発注者が認めない使用方法は不可。

(2) 閲覧予約・予約のキャンセル

- 1) 予約方法
予約希望日の前営業日16：00までに、閲覧予約申込用メールアドレス（ilgne@jica.go.jp）宛てにメール送信する。電話申込は不可。
- 2) 閲覧予約申込メール記載要領
件名：「キューバ国電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」資料閲覧（貴社名）
本文：メール本文は不要。
添付：「資料閲覧申込書」を添付すること。なお、「資料閲覧申込書.docx」の電子データを希望する者（社）は、閲覧予約申込用メールアドレス（ilgne@jica.go.jp）宛てにメールにて申請すること。
- 3) 予約の確定
当機構からの返信メールをもって、予約を確定する。予約状況により予約申込を受け付けできない場合、その旨当機構から申込者（社）へ返信メールを送信する。
- 4) 資料閲覧申込者（社）の都合による、確定済み予約のキャンセルまたは変更
予約日の前営業日16:00までに、閲覧予約申込用メールアドレス（ilgne@jica.go.jp）にて受け付ける。

(3) 当機構の都合による、確定済み予約のキャンセルまたは変更

確定済み予約を発注者がキャンセル、変更する場合、申込者（社）へ、予約日の前営業日16：00までにメールを送信する。

³ 案件名称が「電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」から「再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」に変更済

5. 一般業務費

一般業務費のうちカウンターパート出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- 3) 当機関が事前に承認していること
- 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること

経費については200,000円を定額計上すること。

6. 現地再委託

以下の業務に関する現地再委託を認める。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

・環境社会配慮調査（別見積とすること）

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 通訳の配置

本業務においては、一般業務費として通訳（英-西もしくは和-西）を計上することを認める。通訳を傭上する場合、原則、現地又は第三国での傭上を想定しているが、必要な場合は本邦からの同行も可とする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA キューバ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上